

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008函第42号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年10月21日 15時00分ごろ	
発生場所	北海道釧路市釧路港南東方沖37海里付近 （概位 北緯42°23′ 東経144°38′）	
事故等調査の経過	平成20年12月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種・船名・総トン数	漁船 第八栄 ^{えいりょう} 漁丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	MG2-5615、個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機左バンク6番シリンダの、ピストン、シリンダライナ、シリンダヘッド、排気弁、燃料弁及び過給機が損傷	
事故等の経過	本船は、釧路港を出港し、さんま棒受漁の目的で、魚群探索をしながら漁場に向かっていたところ、平成20年10月21日15時00分ごろ、主機が異音を発生し、煙突から白煙を噴出した。本船は、主機を停止したのち、修理業者に助言を求め、再始動を試みたものの、冷却清水低位警報が発生したため、更なる損傷の拡大を防止するため、えい航されて帰港した。	
その他の事項	平成18年8月に換装後、主機の運転時間は、6954時間であった。 ・LOは、300～500時間で、取り替えていた。（取扱説明書では250時間） ・LO及びLOカートリッジ取替え以外の整備は行っていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 排気弁棒と排気弁ガイドの異常摩耗が進行していた。 左バンク6番排気弁棒が折損して弁傘部が脱落し、ピストンとシリンダヘッドに挟撃され、ピストン、シリンダライナが損傷したものと考えられる。 排気弁傘がピストンに挟撃され、破片が排気管を経て過給機に飛び込み、過給機タービンが損傷したものと考えられる。 シリンダヘッドが叩かれて水漏れが発生し、

	冷却水不足でライナにクラックが発生したものと考えられる。
原因	本インシデントは、主機の排気弁と排気弁ガイドの隙間が過大になり、バルブがシートに片当たりして排気弁棒に曲げ応力がかかり、本船が釧路港南東方沖を航行中、弁傘部が脱落したため、発生したものと考えられる。